

山形県官民データ活用推進計画

平成31年3月
山形県

< 目 次 >

<u>1</u> はじめに	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画期間	1
<u>2</u> 基本方針と施策の柱	2
(1) 基本方針	2
(2) 施策の柱	2
<u>3</u> 施策ごとの取組み	3
(1) 行政手続のオンライン化の推進	3
(2) 業務・情報システムの見直し	4
(3) データ活用の推進	6
(4) デジタル・デバイド対策の推進	7
(5) マイナンバーカードの普及・拡大	8
参考	9

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

- I o T、ビッグデータ、A I など I C T（情報通信技術）の活用により、産業分野における生産性や県民の生活の質の向上、安全・安心な地域づくりを積極的に進めるために「山形県 I C T 推進方針」（以下「推進方針」という。）を策定。
推進方針及び官民データ活用推進基本法（以下「法」という。）に基づき、官民のデータ活用を進めるため、「山形県官民データ活用推進計画」を策定。

(2) 計画期間

- 推進方針の推進期間に合わせ、平成 31～33 年度までの 3 年間とする。

2 基本方針と施策の柱

(1) 基本方針

【基本方針1】 ICTで行政サービス・業務効率を向上する

- 行政の様々なサービス・手続きのオンライン化や、行政が保有するデータのオープン化等を推進し、県民の負担軽減、行政事務の簡素・効率化を推進。

【基本方針2】 ICTの活用を支える基盤を強化する

- ICTの積極的な導入をけん引する人材の育成や県民のICTに関するリテラシーの向上を図るとともに、ICTの進展に対応した情報ネットワークの全県的な整備、情報セキュリティの向上により、快適で安全な通信環境を構築。

(2) 施策の柱

① 行政手続きのオンライン化の推進

インターネットを通じて手続きが可能な行政サービス等の拡大により、県民の利便性を向上。

② 業務・情報システムの見直し

ICTを活用した業務の効率化や、情報システムに係る経費削減等により、行政運営を効率化。

③ データ活用の推進

地域における課題の解決に向けて、行政が保有するデータの県民や企業等による活用の拡大。

④ デジタル・デバインド対策の推進

ICTの利活用能力の向上や通信インフラ等の格差是正など、県民誰もがICTの利便性を享受できる環境を形成。

⑤ マイナンバーカードの普及・拡大

県民の行政手続きや各種証明書の入手を容易にするためのマイナンバーカードの普及・拡大。

3 施策ごとの取組み

(1) 行政手続のオンライン化の推進（法第10条第1項）

インターネットを通じて手続きが可能な行政サービス等の拡大により、県民の利便性を向上

【取組み内容】

- ① インターネットを活用して行政への各種申請や届出が可能となる電子申請や県有施設でのオンライン予約の拡大及び県税や自動車保有関係におけるオンライン手続きの導入。

【工程表】

取組事項	H 3 1	H 3 2	H 3 3
電子申請が可能な行政手続の拡大	利用可能な手続の洗い出し 利用可能な手続の拡大		
県有施設におけるオンライン予約の利用拡大	システム更新 利用可能な施設の拡大		
地方税共通納税システムの導入	システム改修 運用開始		
自動車保有関係手続きワンストップサービス（OSS）の導入	システム改修 運用開始		

● 目標指標

項目	現在値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
オンラインで利用できる手続数	29	平成30年度	50	平成33年度

(2) 業務・情報システムの見直し（法第15条第1項）

ICTを活用した業務の効率化や、情報システムに係る経費削減等により、行政運営を効率化

【取組み内容】

- ① AIやRPAを活用した定型業務の自動化や県立学校における業務の効率化を推進するとともに、在宅等での柔軟な働き方が可能となるテレワークの利用を拡大。
- ② 情報システムの稼働基盤の集約化や市町村における情報システムの共同利用により、運用経費の削減と管理に係る職員の負担軽減を推進。

【①工程表】

取組事項	H31	H32	H33
AIを使った会議録作成ツールの導入	実証事業による効果検証 導入開始	利用拡大	
RPAの導入	実証事業による効果検証 導入開始	適用業務の順次拡大	
統合型校務支援システムの導入 (県立高等学校)	基本設計	詳細設計・構築	運用開始
統合型校務支援システムの導入 (県立特別支援学校)	導入に向けた検討	設計・構築	運用開始
在宅勤務の推進	利用者の拡大		
サテライトオフィスの推進	利用者の拡大		
モバイルワークの推進	モバイルPCの購入 モバイルPC等の活用方策の検証	導入の順次拡大	

Web会議の推進	全所属への 機器配付		
	利用拡大 一人1台PC への導入に向 けた検討	一人1台PC への導入	一人1台PC への導入拡大

【②工程表】

取組事項	H31	H32	H33
大規模な情報システム（給与・総務・税務・財務）の稼働基盤の統合	統合基盤 構築 財務会計 システム 運用開始		
		給与・総 務・税務 システム 運用開始	
市町村における情報システムの共同利用（自治体クラウド）の推進	モデル地域に おける共同化 の検討 他地域で の共同化 の検討	モデル地域に おける共同利 用の開始	

● 目標指標

項目	現在値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
AIやRPAを導入した 業務数	0	平成 30 年度	50	平成 33 年度
Web会議の年間 延べ利用人数	822人	平成 29 年度	1,300人	平成 33 年度

(3) データ活用の推進（法第11条第1項）

地域における課題の解決に向けて、行政が保有するデータの県民や企業等による活用の拡大

【取組み内容】

- ① 行政が保有する統計情報などをインターネットを通じて様々な主体が容易に活用できるオープンデータ化を推進するほか、県民や企業等におけるデータの活用を促進。

【工程表】

取組事項	H 3 1	H 3 2	H 3 3
オープンデータセット（※）の拡大	オープン化可能データの調査 オープンデータセットの拡大		
データの利用促進	講座開催 HP掲載 刊行物発行 さらなる利用拡大に向けた検討		

※ 同一の文書に属するCSV形式等のデータファイルとそのファイルの情報をまとめたものをいい、オープンデータにおけるデータの整理単位。

● 目標指標

項目	現在値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
オープンデータセット数の拡大	100	平成30年度	180	平成33年度

(4) デジタル・デバイド対策の推進（法第14条）

ICTの利活用能力の向上や通信インフラ等の格差是正など、県民誰もがICTの利便性を享受できる環境を形成

【取組み内容】

- ① ICT利活用の拡大に向け、県民への普及・啓発や青少年や高齢者、障がい者などがスマートフォンなどの情報機器を適切に利活用できる能力の向上。さらには、いつでも、どこでも、誰でもICTを利活用できる情報通信環境の確保。

【工程表】

取組事項	H31	H32	H33
県民向けに開催されるICT教室等への開催・参加の促進	ICT教室等に関する情報の発信（HP、チラシ等）		→
	民間企業と連携した講師の紹介		→
県の公共施設におけるWi-Fiの整備	導入手法の検討		
	導入拡大		→

● 目標指標

項目	現在値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
Wi-Fiを整備した県の公共施設数	10	平成30年度	25	平成33年度

(5) マイナンバーカードの普及・拡大（法第13条第1項）

県民の行政手続きや各種証明書の入手を容易にするためのマイナンバーカードの普及・拡大

【取組み内容】

- ① マイナンバーカードの普及拡大やマイナンバー制度の適正かつ円滑な運用。

【工程表】

取組事項	H31	H32	H33
市町村と連携したマイナンバーカードの普及・啓発	県民への周知		
マイナンバー制度の運用に関する研修等の開催	市町村職員向けの運用説明会の開催		
	県職員向けの運用説明会		

● 目標指標

項目	現在値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
マイナンバーカード 交付率	8.7%	平成 30 年度	13.5%	平成 33 年度

(参考) 法の関係条文

① 行政手続のオンライン化の推進 (法第10条第1項)

第10条第1項 国は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことを原則とするよう、必要な措置を講ずるものとする。

② 業務・情報システムの見直し (法第15条第1項)

第15条第1項 国及び地方公共団体は、官民データ活用に資するため、相互に連携して、自らの情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保、業務の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

③ データ活用の推進 (法第11条第1項)

第11条第1項 国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるものとする。

④ デジタル・デバйд対策の推進 (法第14条)

第14条 国は、地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、官民データ活用を通じたサービスの開発及び提供並びに技術の開発及び普及の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

⑤ マイナンバーカードの普及・拡大 (法第13条第1項)

第13条第1項 国は、個人番号カードの普及及び活用を促進するため、個人番号カードの普及及び活用に関する計画の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

山形県官民データ活用推進計画

山形県企画振興部情報政策課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話 023-630-3197

FAX 023-630-2092

e-mail yjoho@pref.yamagata.jp